

佐々木創主議会報告

平成 16 年を迎え、1 月 20 日と 2 月 18 日に臨時議会が開催されました。そして、平成 15 年度最後の定例議会が 3 月 3 日から 19 日まで開催されました。国の厳しい財政状況を踏まえ行われている「三位一体の改革」の初年度となる平成 16 年度予算をはじめ、いよいよ大詰めを迎える合併協議、4 月からの新規事業などが審議されました。以下主なものをご報告いたします。

臨時議会

- 現在建設中の蒲池団地（仮称）の二期工事（補正予算額：5 億 3,319 万円）が始まりました。完成後は老朽している深町・越棟・立石・大沖・久々原、隅町北の各団地の方々が、入居されることとなります。
- 国家公務員法が改正され長期勤続者の退職手当の調整率が引き下げられたことに習い、柳川市の条例も改正され、今年 3 月 1 日以降の退職者（16 名）の調整率が 110/100 から 107/100 に額にして平均 75 万円（平成 17 年 3 月 1 日からは 104/100）引き下げられることになりました。
- 補正予算が生まれ、4 月 1 日から運行予定の福祉巡回バスの準備費 3,27,3 千円や快適観光空間整備事業（観光案内板設置費・観光案内所用地費など）が追加され、退職手当 11,322 千円が減額されました。

3 月定例議会

○平成 15 年度一般会計補正予算が全員賛成で可決しました

これは年度末の予算調整によるもので 387,100 千円減額され予算総額 14,857,960 千円となりました。公共工事の入札減や事業の翌年度への繰越などによるものです。

○平成 16 年度一般会計予算が賛成多数で可決しました

予算審議は私が所属する総務委員会の全員と経済・建設・文教厚生各委員会の代表からなる 12 人で構成される**予算審査特別委員会**で 2 日間に渡り審査されました。

この平成 16 年度予算は、ご承知のとおり「三位一体の改革」が行われる中での初年度の予算です。国の逼迫する財政状況により、平成 16 年度は国庫補助金を 1 兆円廃止し、地方交付税の 1 兆 8 千億円減額、税源を 4,249 億円地方へ委譲するという動きのなかで編成されたものです。

柳川市では、具体的にどう影響をうけたかという補助金が 4,794 万円・地方交付税が 2 億 5 千万円それぞれ廃止・減額され、税源移譲は所得譲与税として 6,900 万円交付されております。しかし、増大する福祉関係事業、教育環境の整備、道路などの基盤整備、環境関係事業など継続して行わなければならないため、人件費の抑制・委託料や補助金の見直しなど経費節減にも努力の後が伺え、昨年とほぼ同様の予算編成となっております。

予算総額は、歳入・歳出とも 14,735,000 千円です。歳入を見ますと市民税・固定資産税などの市税が 3,097,283 千円で全体の 21%で他の地方都市同様低い率になっています。また国・県の支出金が合わせて 2,144,630 千円で 19.6%、地方交付税が 43 億円で 29.2%、市債（市の借金）が 2,258,300 千円で 15.3%となり、国の力と借金をしなければ立ち行かない状況であります。

また、歳出の主なところでは民生費 3,397,176 千円（23.1%）、土木費 1,956,559 千円（13.3%）、衛生費 1,746,078 千円（11.8%）、農林水産業費 1,557,272 千円（10.6%）教育費 1,602,822 千円（10.9%）総務費 1,261,335 千円（8.6%）、公債費（借金返済費）2,181,408 千円（14.8%）となっております。

歳出予算で私達の生活に関連するものとして、平成 14 年度で廃止された納税組合報奨金に変わり創設される**地域活動・健康増進事業助成金** 15,654 千円（一戸あたり 2,200 円）、これまで小学校就学前までだった**児童手当**が小学 3 年生までとなり 147,600 千円（第 1 子・2 子：5,000 円、第 3 子：10,000 円）、1,000 円分の商品券で 1,100 円分の買い物ができる（柳川商工会議所加盟商店）といった**1 割のプレミアム**がつく**プレミアム商品券事業補助基金** 6,000 千円（7 月開始予定、商品券発行総額 6,000 万円）、福祉巡回バス運行費 6,119 千円（詳細後述）などです。

その他主なものは、御花対岸から簡保裏（計画では杉森女子高まで）の遊歩道整備と柳川ホテル駐車場跡地の駐車場整備費としての歴史を生かしたまちづくり事業費 138,500 千円（御花対岸については国指定の名勝の一部であるため現状を生かした整備が計画されています）、企業立地促進費 8,276 千円（詳細後述）、河川浄化対策として行われている EM 菌河川投入個所が 15 箇所から 30 箇所に増やされ 11,770 千円、矢留小学校校舎改築事業費 562,300 千円、蒲池団地建設費 578,838 千円、両開海岸の高潮対策事業による橋本不燃物置き場の一部撤去に連動して有害物質流出などを処理・遮断するための改善対策事業 286,100 千円、両開カントリーエレベーター麦乾燥施設の改修費 84,772 千円、トマト・ナス・イチゴのハウス整備を補助する活力ある高収益園芸産地育成事業補助金 103,650 千円、コンバイン・トラクターなどの購入費を補助する競争力ある土地利用型農業育成事業補助金 12,759 千円、今年福岡県で開催される国民文化祭の柳川市開催である童謡、川柳のイベント開催費 9,416 千円などです。

○平成 16 年度国民健康保険特別会計予算が全員賛成で可決されました

予算額は歳入歳出とも 4,554,000 千円です。

歳入の主なものは、健康保険税 1,470,782 千円（前年度比 3%増、支出見込み額から国県支出金やその他収入見込み額を差し引いた額）、国庫支出金 1,911,279 千円（5.9%増）、医療給付費等交付金 582,256 千円（5.3%増・国民健康保険の全国組織の関連団体社会保険診療報酬支払基金からの交付金で退職者被保険者の医療費と老人医療費に対するもの）、県支出金 24,164 千円、繰入金 475,570 千円（9.2%増、低所得者に対する保険税軽減分や保険者（市）支援分を国・県・市で負担するもの）などです。

歳出の主なものは、保険給付費 2,894,965 千円（前年度比 3.6%増、療養給付費：2,516,676 千円、高額療養費：317,885 千円など）、老人保険拠出金 1,132,285 千円（5.3%増）、介護納付金 224,958 千円（17.9%増）などです。

○平成 16 年度老人保険特別会計予算が全員賛成で可決されました

予算額は歳入歳出とも 4,983,000 千円で、患者の自己負担見直し・対象年齢の段階的引き上げにより医療費は減額となっておりますが、公費負担の引き上げにより国・県・市の負担は増加しております。

歳入の主なものは、支払基金交付金 3,057,302 千円（前年度比 12%増、これは国民健康保険にもあった社会保険診療報酬支払基金からの交付金）、国庫支出金 1,272,201 千円（5.9%増）、県支出金（5.9%増）、繰入金 329,444 千円（5.7%増、市一般会計から）。

歳出は、医療諸費が 4,971,863 千円（5.9%減）で大半を占めております。

○平成 16 年度水道事業会計予算が全員賛成で可決されました

収益的収支は、事業収益が 1,049,036 千円、事業費用が 1,033,613 千円で差引 15,423 千円の利益が見込まれています。

事業収益で主なものは、水道料金 862,771 千円、工事負担金 101,535 千円、三橋分水料金 60,546 千円などです。

事業費用は、受水費 315,925 千円、減価償却費 157,408 千円、工事請負費 139,336 千円、支払利息 108,218 千円、人件費 113,731 千円などです。

資本的収支は、収入 221,886 千円、支出 455,588 千円で不足額 233,702 千円は、当年度の減価償却費や利益などの損益勘定留保資金や積立金などで補填されます。

○改正消費税法施行に伴い条例が改正され、4 月から市民体育館や各地区公民館はじめ公共施設の利用料金が消費税を含んだ内税方式になります。

○戸島邸の老朽化に伴い改修が行われておりましたが、この 4 月完成予定となり、条例が整備され柳川市の貴重な財産として大事に管理され、市民・観光客にも親まれるよう条例が整備されました。

なお、改修にかかった費用は 158,280 千円で、財源は一般財源が 42,880 千円、起債（市の借金）

が 115,400 千円で起債については 75%が地方交付税で国から交付されます。

○福祉巡回バスが 4 月から 6 ヶ月間試験運行されることになりました。その間、利用状況、運行時間、ルート、停留所の状況を見たいうえ本格運行される予定です。

料金は 100 円で 15 人乗り。運行内容は、水の郷を起点として市役所と県立病院と各地域を結びます。運行日時は、蒲池東部・西部が火曜日と金曜日、昭代北部と南部が水曜日と金曜日、両開北部と南部が木曜日と土曜日で、それぞれ 8:00 から 17:00 まで 4 回運行。

停留所は、

蒲池東部：蒲池公民館、蒲池農協、下田町、立石北、本園公民館、蒲生公民館、井出公民館、中牟田公民館、立石南、北矢加部、町矢加部

蒲池西部：京手団地、荻島公民館、中古賀公民館、根葉公民館、野田公民館、中村、北本村、鹿島

昭代北部：浜武公民館、田脇（セブンイレブン前）、宮下、宮上、北沖田、諸藤公民館

昭代南部：古賀公民館、崩公民館、吉原南、八ツ家南、七ツ家南、野村公民館、七ツ家北、八ツ家北、吉原公民館、中野公民館

両開北部：対米公民館、四平、舎人公民館、豊後屋、善吉、道穴、番所、四丁開公民館、獺町古川公民館、柳光園

両開南部：寿硯、西六十丁、東六十丁、東ノ切東、東ノ切西、西ノ切東、西ノ切西公民館、外開、矢留開

○選挙の不在者投票は、これまで投票用紙を封筒に入れ署名し、管理者に提出したものを立会人が署名し、開票の前に開封し投票箱に入れられていたものが、名称も期日前投票に変わり、選挙人本人が期日前投票所に設置された投票箱に直接投票するように制度が変わりました。期日前投票所の管理者と立会人にも報酬が支払われることになりました。

○柳川市立図書館蒲池分館が完成・オープンすることに伴い柳川あめんぼセンターの条例が改正されました。

なお蒲池図書館の建設費は 189,158 千円で、財源は一般会計 47,358 千円、起債 14,180 千円（地方交付税算入率：約 54%）です。

○城内防災センター（城内公民館）、4 月に完成の運びとなり、条例が改正されました。以前と同様消防車格納庫と消防団員室を併設し、大会議室、小会議室、和室 2 部屋、シャワールーム、倉庫など以前より格段に広く設備も充実し、管理人が常駐します。

建設費は、118,526 千円で、財源は一般会計 27,926 千円、起債 88,800 千円（地方交付税算入率約 30%）です。

○企業誘致と雇用対策を目的として企業立地促進条例が改正されました。

市内の企業が 5 人以上雇用する際、新卒者 1 人につき 30 万円、その他 1 人につき 15 万円が支給されます。

○県・都市計画道路の変更、河川改修などの公共事業に関連して、25 路線の市道の認定・変更・廃止がなされました。

○今年の 3 月までの任期だった緒方研太助役が再任されました。

○固定資産評価審査委員（3 名）の原田章氏の辞任に伴い、この 3 月いっぱい市を退職予定の大淵義正氏が選任されました。

○人権擁護委員（6 名）の池田豊禧氏の任期満了に伴い元検察庁事務官の新谷雅子氏が選任され、龍邦弘氏が再任されました。

その他、国の制度改正による条例改正も含め合計 21 の議案が審議され、可決されました。

○合併について

合併の協議内容については、合併協議会が発行している「みらい通信」で報告されておりますが、今後の協議のポイントとしては、**新市の名称、新市の事務所の位置、議員の任期・定数・報酬**だと思います。

まず、新市の名称については、3月18日に集約されたアンケートの結果をもとに小委員会で検討されます。また、**事務所の位置**についても、**現在の1市2町の庁舎を活用する方向**で協議がなされてます。

もっとも大きなポイントとして、**議員に関連するもの**ですが、まず**任期**に関して今の54名の1市2町の議員がそのまま新市の議員となるのが小委員会で決まりましたが、その**延長任期**を最長2年のいつまでにするのか、その時点の**報酬**をいくらにするのか（柳川市と大和町・三橋町では現在額で10万円以上の差）、そして**延長期間終了後行われる選挙後の定数**（法定数30人以内）を何人とするのか、**その時点での報酬**をいくらにするのか、小委員会でも意見が大きく割れております。

そして、もう一つ**重要なポイント**として**新市の建設計画**があります。新市の道路などの新たな交通体系整備や公共施設などの基盤整備をはじめ、**新たな街の形の基本となる計画**が策定されるわけですが、その内容をもとに**合併特例債をどれくらい活用するのかが決められていきます**。1市2街の場合**限度額は313.2億円**ですが、これは、国の認定を経て行う事業の**95%まで借りることが出来るもの**ですが、名前の通り**借金**ですから**7割は地方交付税に算入される**といっても慎重に計画を立てていかなくてはなりません。

今回も一般質問をしましたので、ご報告いたします。

○地域活性化における市民参加の取り組みについて

自治体の財政難で人員削減・経費削減が叫ばれる中、全国各地で地域づくり、まちづくりに市民が参加し、NPOや市民団体が教育・福祉・環境など様々な面で活躍し、行政の一翼を担って地域活性化に取り組んでいる状況の中、柳川市においての取り組みと小宮市長当時に開催された「まちづくりセミナー」と河野市長になって一昨年から1年間開催された「21世紀活性化委員会」の、内容、目的、そして、**どう市政に生かされているのか**質問いたしました。それに対し、行政やまちづくりに関する知識を高め、地域作りに参加する意欲を持ってもらうことを目的として、行政のあり方・教育・福祉・産業振興などの様々な分野に分かれて研修、視察、討論をし、市への提言もしてもらった。まちづくりセミナーは「まちづくりネットワーク」へと進化し、両開のひまわり園やふるさとの味フェスタなどに取り組んでもらい、21世紀活性化委員会の提言を受け止め、市政での取り組みに生かしているとの答弁でした。

しかし、行政側の取り組みとその後の**連携の仕方**にすれ違いが生じており、参加者の皆さんの**熱意と期待感とが薄らいでいるのは、行政側に責任がある**。市がもっと**具体的な目標**を持ち、参加者はじめ**市民の皆さんに積極的にボールを投げる必要がある**。限られた陣容で多様化する市民の要望にこたえていかなくてはならない状況で、**いかに市民の皆さんに参加してもらえるかに将来がかかっている**ということを指摘いたしました。

○エコミュージアム構想、生活環境と景観について

柳川市制施行50周年を記念して一昨年行われた「歴史文化講演会」で柳川は、**町全体が博物館**という考え方「**エコミュージアム**」の可能性を大いに持っていることが打ち出され、**私達の住む街そのものが文化遺産であり観光資源であり、それは私達が暮らす生活環境であり、日ごろ接して者にとって当然のように存在しているもの**が、柳川を訪れる人たちにとって**すばらしいと思えるもの**が柳川には眠っている。そういう宝を私達住むものがしっかりと認識をし、**守り育てていかなければならない**というもので、参加者の多くが感銘しました（今年2月観光協会主催で200万人観光を目指してと銘打ったシンポジウムが開催）。同時に観光された「**柳川新明証図絵**」は、**系統立てて写真や文献で紹介してくれましたが、すでに失われていたものも少なくありませんでした**。そこで、**エコミュージアム**を目指し市として**どう取り組み、大事な要素である景観保全の状況、地域のまちづくりを支援する小**

泉内閣の都市再生プロジェクトの調査地域に柳川が選ばれていることについて質問いたしました。

答弁では、柳河・城内・沖端地区をエコミュージアムを念頭考えていきたい。景観については、伝統美観条例で、川下りコース沿いの家屋や外観などを持ち主にお願ひして、補助をして景観作りに取り組んでいると。また、都市再生プロジェクトに関しては「歴史的地区文化的掘割景観を活かした賑わい交流まちづくり計画」という名目で、東京の企画会社に調査をしてもらっており水辺を活かした景観作りは今後生かしていくとのことでした。

しかし、川下りの発着点の隅町に14階建てで、外観が白のマンションが建設されることになっており、美観条例で規制できないこと市の対応があまりにも甘かったことを指摘し、早急な景観条例の整備をするよう求め（全国で400もの自治体が既に景観条例を整備済み）、市長から同意する答弁をいただきました。しかし、それは東京の企画会社任せや行政だけをするのではなく、それこそ市民の参加を募って行うべきだということを強く要望いたしました。

また、私たちの持つ文化遺産、観光資源について新明証図絵にも紹介されているものの、私を含めいろいろな人たちが口ではあれはいいこれもいいとはいいますが、歴史的建物・古木・庭・景観・街並・文化・風習等々まだまだ埋もれた宝が少なからずあり、それを体系的に把握しデータベース化する必要があり、その作業にはぜひ市民の皆さんの参加が不可欠であるということを求めました。

また、都市再生プロジェクトに一環として設けられる「まちづくり交付金」これまでの国の補助金と違い、自治体主導の街づくりが自由にできるというもので、地方がいかにか知恵をしぼり自分の力で行動していくかが問われており、やる気と実行力のある地域はどんどんよくなり、そうでないところは見捨てられてく、地域間競争の政策である。同じ指定を受けている大川はすでに民間団体主導で動いており、柳川も掘割だけに頼るのではなく、もっと多角的に地域遺産・観光資源を捉え街づくり交付金を活用すべきだと提言いたしました。

今後も皆様の代表としてしっかりと信念を持ち働いてまいりたいと思います。是非とも皆様のご意見をお寄せくださいますようお願いしております。また、地域でお困りごと、ご要望などありましたらお知らせください。

平成16年3月19日

柳川市議会議員
佐々木創主

TEL:0944-75-6057

MAIL:dauble.s@nifty.com

○保険プランナーからの一口メモ

いまテレビでもいろんな保険のコマーシャルが流れていますが、やはり病気の中で一番心配されるのが「がん」でしょう。家族が「がん」にかかった場合、家族全員にかかる精神的な負担は相当なものですし、そのうえ高額な治療費で2重の負担を強いられます。がんに関する保険もガンだけを保証する「がん保険」やがんの補償も含んだ「医療保険」や「生命保険」など様々です。しかし、大きなポイントとして注意していただきたいのは、**上皮内がんの場合に、保険金が支払われるかどうか**です。

上皮内がんとは、胃や食道や腸などの粘膜まででとどまっているもので、いわゆる**初期段階のがん**のことです。がんと診断されてもこの上皮内がんの場合保険金が全く支払われない場合や半減して支払われるものや再発の場合保障しないものが少なくありませんのでご注意ください。既にご加入済みの方の場合で単独の「がん保険」は10年ごとの更新型が多いですから内容をご確認ください。また、血液のがんと言われる**白血病**も保障するものとされないものがありますのでご注意ください。ご不明な点などありましたら、ご相談ください。

東京海上火災保険㈱

東京海上あんしん生命保険㈱

保険プランナー 佐々木創主